

事業者排出量削減計画書

		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更					
(宛先) 京都府知事		平成23年 9月23日					
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 大阪市中央区北浜4丁目8番4号		氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 林ベニヤ産業株式会社 代表取締役社長 内藤 和行 電話 06 - 6228 - 1401					
主たる業種	木材木製品製造業		細分類番号 1 3 2 2				
事業者の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 京都府地球温暖化対策条例施行規則 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号						
計画期間	平成23年4月から平成26年3月まで						
基本方針	計画期間中に基準年度の温室効果ガス排出量を原単位で10%以上削減する。						
計画を推進するための体制	工場長をリーダーとする対策本部において過去3年間の平均を基準年度とする新たな実行計画の進捗管理を実施する。						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (20~22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	4,863.4 トン	5,160.6 トン	4,880.2 トン	4,875.8 トン	2.2 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	4,736.4 トン	5,160.6 トン	4,880.2 トン	4,875.8 トン	5.0 パーセント	
目標の根拠	前ステージにおいて平成21年度実績で11.2%の削減を達成したが平成22年度から増産となり平成23年度では震災による特需増産、更に平成24年度には本格的に増産体制が構築されるため電力使用量が大幅に増加するが計画的に削減に取り組み基本方針に近づけたい。						
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率
	工場	事業活動に伴う排出の量 (生産数量X1/10,000)	7.56	7.14	6.60	6.60	-10.97 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
原単位の指標及び目標の根拠	計画中の照明設備を高効率な器具へ更新し、送風機のインバータ化を進めることにより10%の削減を目指します。						
重点的に実施する取組の実施計画	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考		
	4.0 セント	52.0 セント	104.0 セント	123.0 セント			
具体的な取組及び措置の内容	(23)年度	工場の照明設備を水銀灯からHf蛍光灯へ変更する。					
	(24)年度	1号、2号ドライヤーのメインファンをインバータ化する。2号、3号ボイラーの押込みファンをインバータ化する。					
	(25)年度	上記の計画を完了させ、機器の適正な運転管理に努める。					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	通勤時間にバスの運行が無いなど地理的に自動車による通勤を控えさせることが出来ません。自転車で通勤出来る距離の方は既に実行しています。					
	上記の措置を採用する理由						
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区 分	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	トン	トン	トン			
	府内産の木材の利用によるもの	トン	トン	トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	トン	トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	トン			
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	トン	トン	トン			
合 計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	原材料(原木)の国産材比率を上げ、輸送に伴うCO2削減を実行しているが増産により、更に使用量を増やしたい。						
特記事項	工場周辺の清掃(草刈、ゴミ拾い)を年2~3回実施している。						

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。